

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社西武建設運輸に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社西武建設運輸に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年2月26日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社西武建設運輸に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社西武建設運輸（「西武建設運輸」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。日本における企業数では全体の 99.7% を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9% にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、西武建設運輸の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、西武建設運輸がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

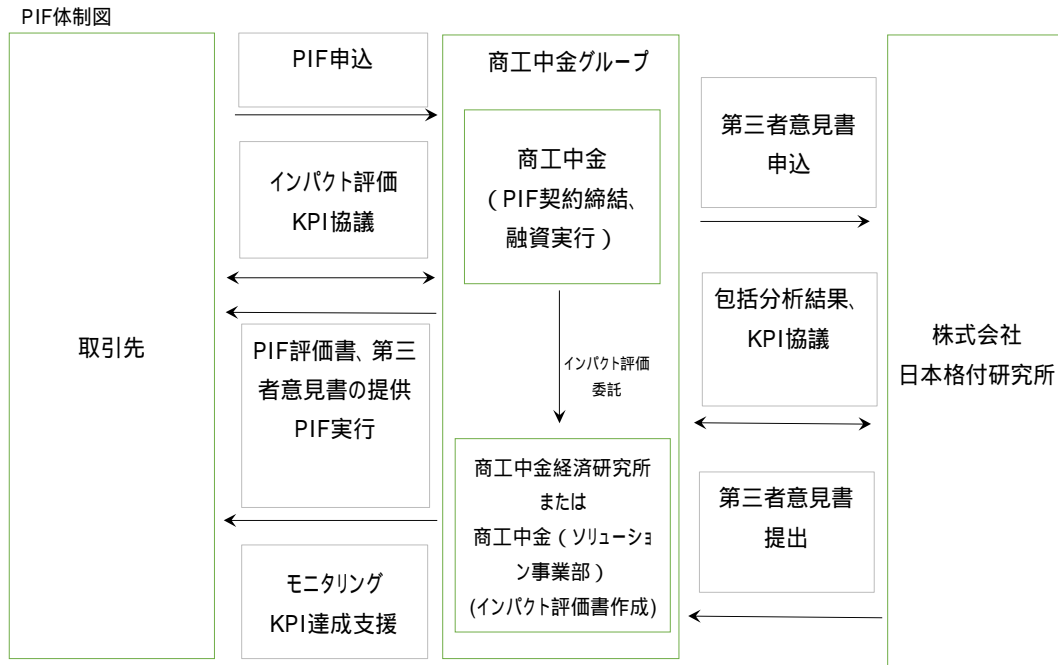
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素 について、モニタリング結果は基本的には借入人である西武建設運輸から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

-
- | | |
|----|--|
| 要素 | 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの |
| 要素 | インパクトの評価及びモニタリングを行うもの |
| 要素 | インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの |
| 要素 | 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの |
-

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

上村 暁生

上村 暁生



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等 本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則
環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年 2月 26日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社西武建設運輸（以下、西武建設運輸）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、西武建設運輸の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業[※]に対するファイナンスに適用しています。

※ 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社西武建設運輸
借入金額	シンジケートローン組成額 680,000,000 円
資金使途	運転資金(シンジケートローン コミット型タームローン)
借入期間	期間 6 年(コミット期間 1 年、ターム期間 5 年)
モニタリング実施時期	毎年 12 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	北海道函館市亀田中野町 219 番地 14							
創業・設立	創業 1971 年 6 月 設立 1977 年 9 月							
資本金	70,000,000 円							
従業員数	112 名(2023 年 9 月現在 パート職員含む)							
事業内容	①一般貨物自動車運送事業 ②建設業(土木工請負業、解体業) ③産業廃棄物処理業							
部門別売上高比率	<table> <tr> <td>①一般貨物自動車運送事業</td> <td>38.4%</td> </tr> <tr> <td>②建設業(土木工請負業、解体業)</td> <td>46.5%</td> </tr> <tr> <td>③産業廃棄物処理業他</td> <td>15.1%</td> </tr> </table> <p>(2023 年 3 月期売上高より)</p>		①一般貨物自動車運送事業	38.4%	②建設業(土木工請負業、解体業)	46.5%	③産業廃棄物処理業他	15.1%
①一般貨物自動車運送事業	38.4%							
②建設業(土木工請負業、解体業)	46.5%							
③産業廃棄物処理業他	15.1%							

【業務内容】

- 西武建設運輸は、真心とともに大切な荷物を届ける「運輸部」、未来を見据えより暮らしやすい明日を作る「土木部」、限りある資源の有効活用と地球の未来を考える「環境事業部」の3つの事業を柱にし、北海道道南を中心に事業展開する企業である。
- 「運輸部」
創業とともに始めた部門で、冷凍冷蔵車両による食品輸送を中心に、北海道から九州まで運行している。安全に運行できるよう徹底した温度管理や安全輸送に取り組むとともにニーズに合わせた荷台の改良を実施し顧客ニーズに応えている。安全に配慮し、早めの車両入替を実施している。

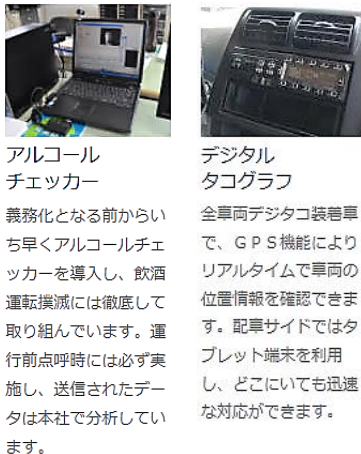
『保有車両』



『顧客ニーズに応える装備』



『安全輸送への取り組み』



「安全性優良事業所」とは、国土交通省が推進する利用者が安全性の高い事業者を選びやすくする等の観点から輸送の安全の確保に積極的に取り組んでいる事業所を認定する制度のこと。本社・関東営業所で認定取得している。

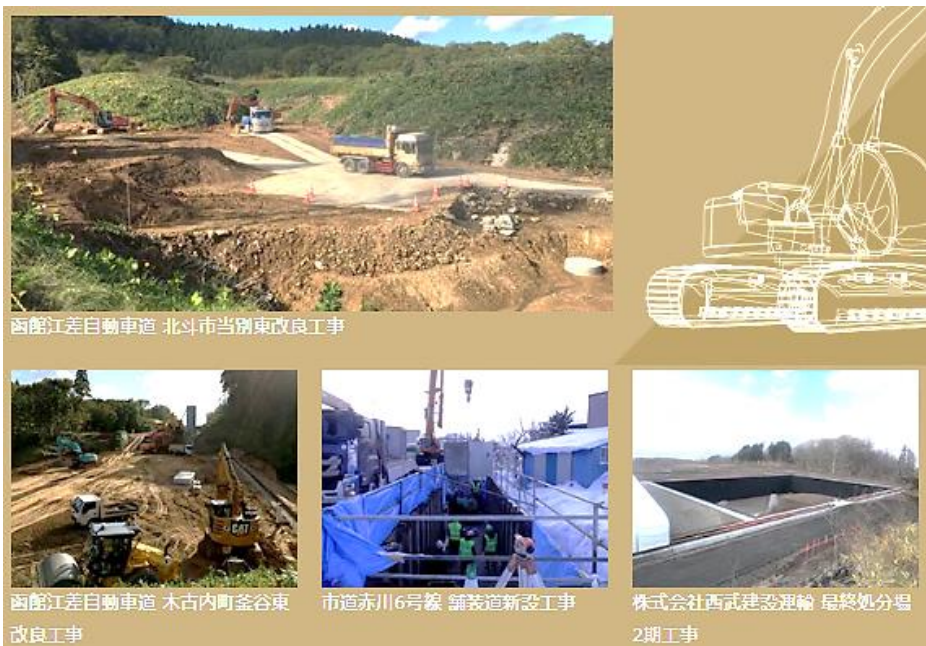
資料①『保有車両』『顧客ニーズに応える設備』『安全輸送への取り組み』西武建設運輸 HP より抜粋

- 「土木部」
解体工事を中心に道路工事等の土木工事を受注している。ビル・工場・家屋・物置等あらゆる建物の解体実績を豊富に持ち、アスベストを含む建物の解体も受注可能である。建設廃材の自社リサイクルプラント、産業廃棄物焼却施設、管理型最終処分場を所有していることから、解体から廃棄物の処分に至るまでの一貫受注が可能である。

『解体実績』



『土木実績』

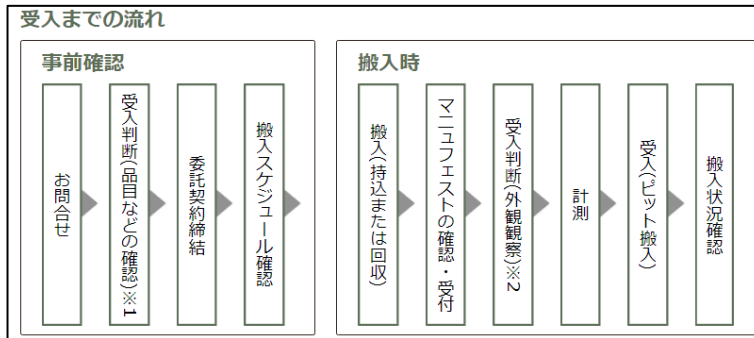


資料②『解体実績』『土木実績』西武運輸建設 HP より抜粋

● 「環境事業部」

1995 年にスタートした主に建設系廃材のリサイクル事業は、2014 年に函館初の焼却施設と最終処分場を新設、それまで管外へ運び出して処分していた産業廃棄物をこの地域で処分する「ゴミの地産地消」化に至った。「地域のために何が出来るか」の視点から事業を捉え、「地域のことは地域で」を第一に考え事業を展開している。今後、焼却灰のリサイクルや太陽光発電の自家消費型の導入、廃熱利用等の取り組みを考えるとともに、地域の問題であるホタテの貝殻の処理について焼却施設を使った有効活用の検討も始めている。

『受入までの流れ、受入品目』



A 焼却施設

受入対象品目

(産業廃棄物)

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動物の死体

(特別管理産業廃棄物)

廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃油

処理能力

- 汚泥：26.064 t/日 (24時間) 1.086 t/時間
- 廃油：20.448 t/日 (24時間) 0.852 t/時間
- 廃プラスチック類：
27.504 t/日 (24時間) 1.146 t/時間
- 産業廃棄物(紙くず・木くず専焼時)
60.192 t/日 (24時間) 2.508 t/時間

B 安定型・管理型 最終処分場

受入対象品目

燃え殻、汚泥、廃油(タールピッチ類に限る)、廃プラスチック類(石棉含有産業廃棄物含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石棉含有産業廃棄物含む)、鉱さい、がれき類(石棉含有産業廃棄物含む)、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石棉等

処理能力

- 埋立面積：7,200㎡
- 埋立容量：38,344.2㎡

C がれき類の破碎施設

受入対象品目

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのもののうちガラスくずを除く)、がれき類

処理能力

- 施設1：960 t/日 (8h)
- 施設2：320 t/日 (8h)

リサイクル再生材

- 再生骨材

D 木くずの破碎施設

受入対象品目

木くず

処理能力

- 80 t/日 (8Hr)

リサイクル再生材

- 燃料用チップ、集材用チップ、敷わら等

資料③『受入までの流れ、受入品目』西武建設運輸 HPより抜粋

『施設』

A 焼却施設

- 産業廃棄物を焼却する施設で、混焼で1日約51tの処理が可能です。
- 煙突から見える白い煙は、排ガス中の水蒸気が冷えた事によって生じたものです。

☉ 受入品目 ☉ 処分フロー

B 安定型・管理型 最終処分場

- 覆蓋施設を備え、雨水や風の影響を受けません。
- 廃棄物の臭気・飛散を防ぎます。
- 処分場からの浸出水は、水処理された後、焼却施設内で処分される為、河川への放流水は発生しません。

☉ 受入品目

C がれき類の破碎施設

- アスファルト・コンクリート等のがれき類を破碎します。
- 破碎後に粒度（40-0・80-0）が整えられ製品化されて再生骨材となります。

☉ 受入品目 ☉ 処分フロー

D 木くずの破碎施設

- 木くずを破碎します。
- 規格により、燃料用チップ、ボード用チップへリサイクルされます。

☉ 受入品目 ☉ 処分フロー

E トラックスケール

- ☉ 契約内容に沿った廃棄物かを確認します。
- ☉ 搬入、搬出時の計量を行います。

- ☉ マニフェストの交付を行います。
- ☉ 処理料金の精算を行います。

F 管理棟

- ☉ 産業廃棄物処理などに関する部署、施設の管理・運営を行っています。

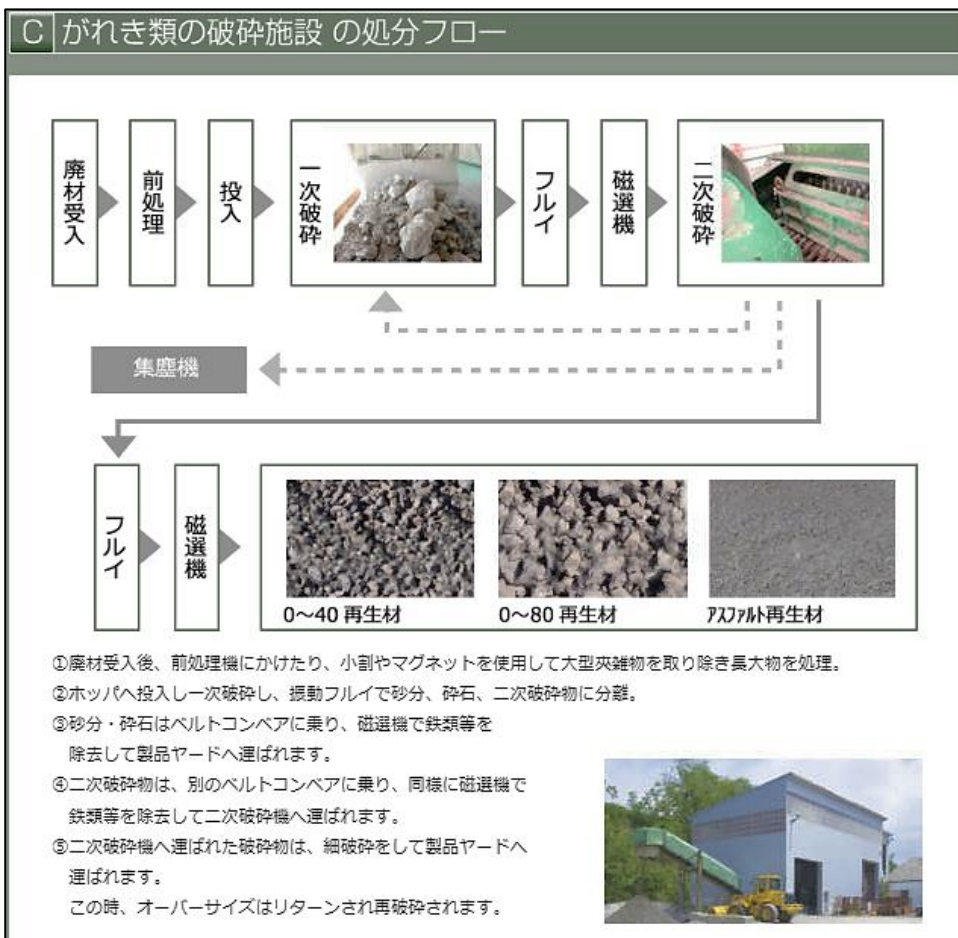
資料④『施設』西武建設運輸 HP
より抜粋

『処分フロー』

「焼却施設の処分フロー」



「がれき類の破碎施設の処分フロー」



「木くずの破碎施設の処分フロー」

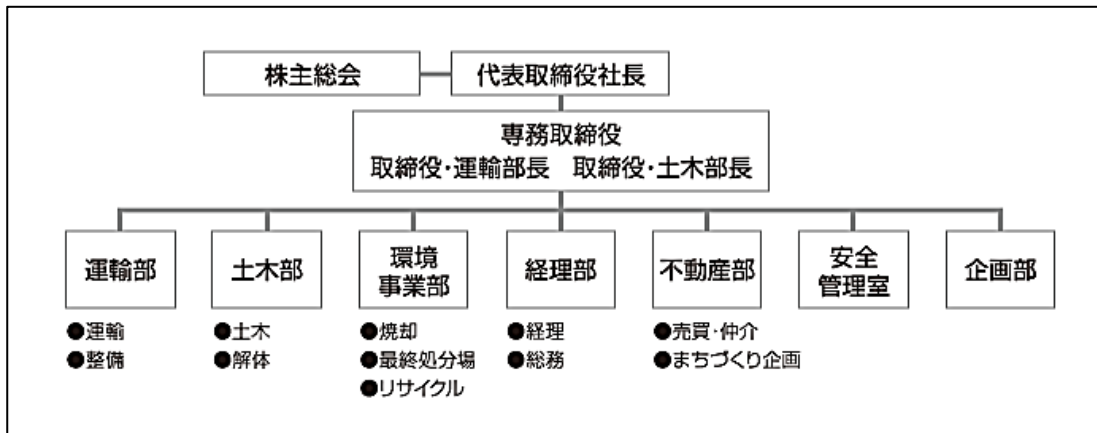


資料⑤『処分フロー』西武建設運輸 HP より抜粋

【事業拠点】

拠点名	住所	特徴
本社営業所	北海道函館市亀田中野町 219 番地 14	環境事業部門の施設設置場所
運輸部	北海道函館市西桔梗町 595-1	
関東営業所	群馬県館林市羽附町 1492-2	東北道の館林インターそばにあり、関東管轄の配車をしている。ドライバーの休息確保のため宿泊施設を備えている。
札幌営業所	北海道札幌市中央区大通西 23 丁目 1-1 円山公園ビル 205	

【組織図】



資料⑤【組織図】西武建設運輸 HP より抜粋

2006年4月に安全管理室を設立した。事故の発生の防止を図るものであると同時に、従業員の安全確保は非常に重要であるという認識のもとで専門部署として独立化したものであり、日頃から職場・現場の中に潜んでいる危険有害要因を取り除く活動を行っている。

『安全に関する活動内容』

<p>安全パトロール</p>  <p>月に2～4回、工事現場やプラントを巡回して危険行為の防止指導を行っています。 安全専員の出発者と、現場を熟知している担当者で現場を点検し事故や災害に繋がるような要因を取り除く指示を出しています。</p>	<p>安全大会</p>  <p>運輸部・土木部・環境事業部の3部門に分け、年に1回ずつ安全大会を開催します。 業種によって、事故や災害のパターンは異なります。それぞれに合った事故の事例を検証したり、専門の講師に講義をいただいたりして意識の向上を図っています。</p>	<p>安全会議</p>  <p>安全や衛生に関する目標を各自が設定し、実施状況を確認しあう会議の場を設けています。 また、工事や作業の進捗状況を確認し、無理なく効率的な作業を行えるように打合せをします。</p>	<p>事故分析と呼びかけ</p> <p>ただ単に「事故のないように」と呼びかけし続けても、言われ慣れて気に止まらなくなってしまいがちです。 事故が起きる時には、原因やパターンがあります。 事故が発生しやすい時期、環境などを分析し、タイミングを見て事故防止の呼びかけを行っています。 また、当事者であるなしに関わらず、重大事故の情報があった場合、全ドライバーや現場職員へ周知し、自分の運転や作業を再確認してもらおう機会としています。</p>
<p>車両・機械の点検指導、管理</p>  <p>車内の安全装置の導入検討、車検や定期点検のチェック、機械の特定自主検査巡回指導を行います。</p>	<p>危険マップの作成</p> <p>事務所周辺の危険箇所を調査して危険マップを作成しています。 事故の多い危険ポイントについては、冬期間は通行しないよう徹底しています。</p> <p>事故発生時の対応と手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○けが人の確認と救助対応 ○警察への連絡 ○事故状況の確認 ○事故の相手方への対応 ○保険会社への連絡 ○その他各省庁への連絡と対応 	<p>資料⑥『安全に関する活動内容』 西武建設運輸 HP より抜粋</p>	

【沿革】

昭和52年9月	山越郡長万部町にて有限会社西武自動車運輸設立
昭和53年4月	一般貨物自動車運送事業認可
昭和62年5月	函館市亀田本町に本社移転
昭和63年8月	一般建設業許可、土木部門新設
平成元年8月	産業廃棄物収集運搬業許可
平成2年9月	株式会社西武自動車運輸に組織変更 株式会社西武建設運輸に商号変更
平成3年2月	特定建設業許可
平成3年7月	函館市神山町に本社移転
平成7年7月	産業廃棄物処分業許可 リサイクル部門新設 陣川町リサイクルプラント(コンクリート・アスファルト)新設
平成12年12月	函館市亀田中野町に事業用地44万坪取得
平成16年9月	亀田中野町リサイクルプラント(木質系)新設
平成17年6月	陣川町リサイクルプラントを亀田中野町へ移設
平成18年1月	函館市赤川町に本社移転
平成18年4月	安全管理室新設
平成18年8月	宅地建物取引業者免許取得、不動産部門新設
平成20年2月	関東営業所新設(運輸部門)
平成20年3月	エコアクション21認証・登録
平成21年4月	北海道グリーン・ビズ認証登録
平成24年1月	Gマーク(安全認定)認定
平成24年12月	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成26年10月	特別管理産業廃棄物処分業許可、焼却施設・最終処分場新設
平成27年4月	函館新道事務所新設(運輸部門)
令和2年8月	札幌営業所新設(土木部門)
令和4年8月	函館市西栢樋町に運輸部門移転

資料⑦【沿革】西武建設運輸 HP より抜粋

【主な資格】

運輸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般区域貨物自動車運送事業(認可) 札陸自第 1141 号 ■ 自動車運送取扱事業(登録) 北自貸第 827 号
土木	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定建設業許可 北海道知事許可(特-3) 渡第 02899 号
環境事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業廃棄物収集運搬業許可 第 00100004438 号 ■ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 第 00150004438 号 ■ 産業廃棄物処分業許可 05240004438 号 ■ 特別管理産業廃棄物処分業許可 05290004438 号 ■ 廃油処理事業(船舶廃油処理事業) 北安安第 265 号
不動産	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宅地建物取引業者免許北海道知事 渡島(4) 第 1073 号

資料⑧【主な資格】西武建設運輸 HP より商工中金経済研究所が加工

2.2 業界動向

▶ トラック運送業界の課題

- 人手不足

トラック運転者の有効求人倍率は資料⑨にある通り 2.12 倍で、全職業平均より約 2 倍高くなっている。トラック運送業界は、以前から人手不足の状況が続いていたが、ネット通販が広く普及し、宅配の需要が高まり、宅配便の取扱個数が約 50 億個と増加していることから、人手不足が深刻化している。また、若年労働力が不足し、ドライバーの高齢化が進んでおり、今後さらに人手不足が進むことも考えられる。厚生労働省の調べによると、2021 年においては、40 歳未満の若い就業者は全体の 24.1%である一方で、40 歳以上 50 歳未満が 29.1%、50 歳以上が 45.2%を占めている。

- 長時間労働（物流の 2024 年問題）

2021 年におけるトラック運転者の年間労働時間は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で 432 時間（月平均 36 時間）長く、中小型トラック運転者で 372 時間（月平均 31 時間）長いという結果になっている。ドライバーの長時間労働の主な要因としては、長時間の運転時間、荷待ち時間、荷役作業等が挙げられる。

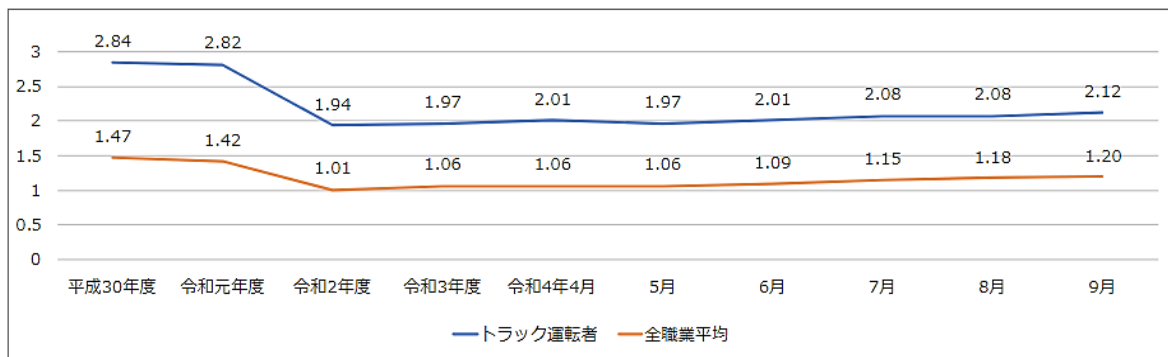
- 時間外労働規制の見直し（物流の 2024 年問題）

2018 年 6 月改正の「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働についても、2024 年 4 月より、年 960 時間（休日労働を含まず）の上限規制が適用される。併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告知」により、拘束時間の制限等が強化される。

- 燃料費の高騰

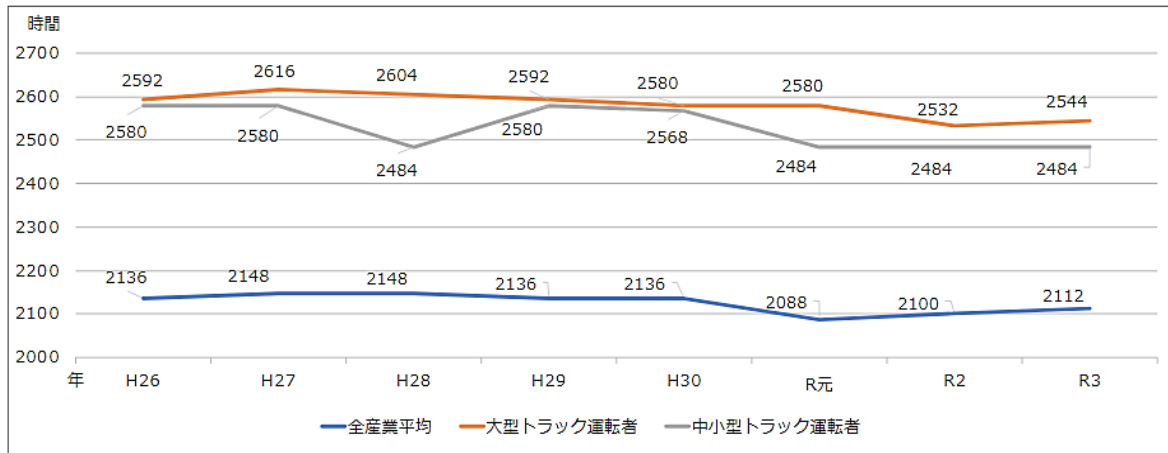
原油価格の変動によってコストが大きく左右される。2021 年には、世界的な燃料価格の高騰がトラック運送事業者の経営に影響を与えており、現在の原油価格はピークアウトしているものの、依然として高い水準にある。

（トラック運転者の有効求人倍率の推移）



資料⑨厚生労働省「一般職業紹介状況」より引用

(トラック運転者の年間労働時間の推移)



資料⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より引用

- トラック運送業界が抱える課題を踏まえ、西武建設運輸はGPS機能を活用しリアルタイムに全車の配車情報を集約、ドライバーとの連絡にタブレット端末を利用することで物流の迅速な対応・効率化に取り組んでいる。またドライバーの働きやすい労働環境の整備のため、国土交通省の自動車運送事業者を対象とする「働きやすい職場認証制度」(*1)に取り組み、一つ星認証マークを取得した。



(*1)「働きやすい職場認証制度」とは、働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を目的に自動車運送事業者による働き方改革の取り組み(職場環境の改善努力)を「見える化」し、求職者が確認出来る様にした、国土交通省が創設した制度のこと。三段階の認証が有り、「法令を順守し、労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを一定程度実施していると認められた事業者」は、一つ星認証される。

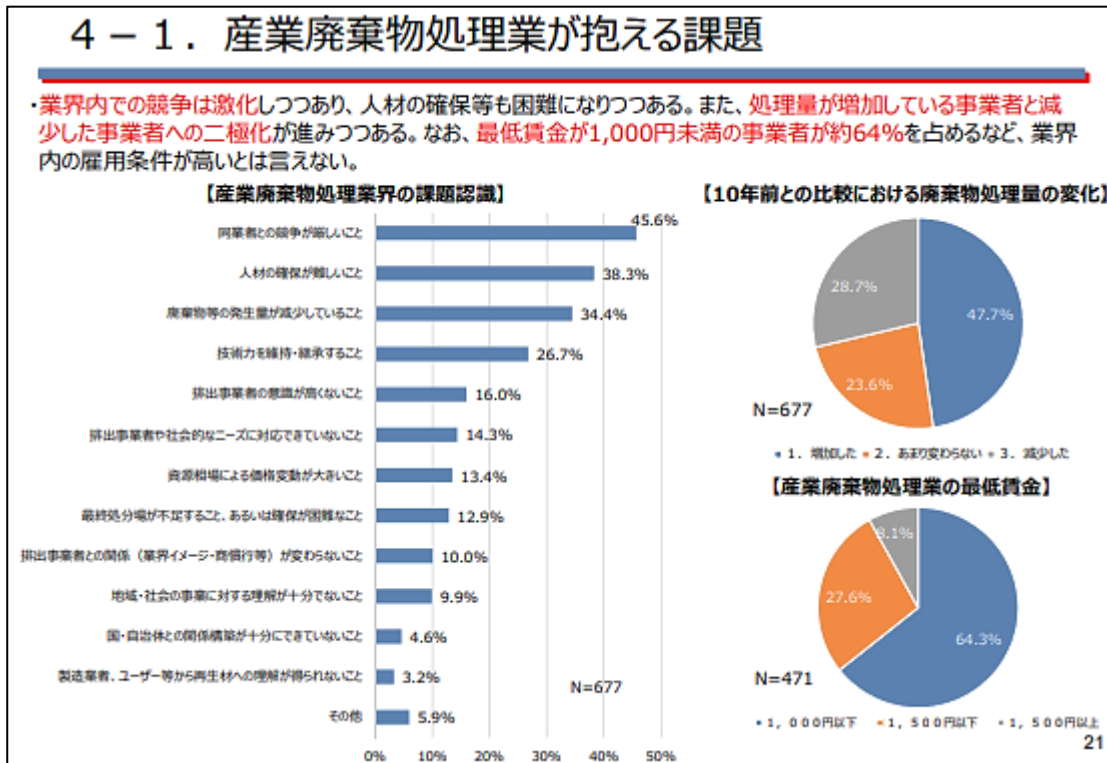
資料⑪「働きやすい職場認証マーク(一つ星)」西武建設運輸 HP より抜粋

➤ 解体業界の課題

- 業界全体としては、高度成長期に建設されたインフラ設備や大規模マンション、社会問題化している空き家問題等を背景に解体需要は高い状況が続くと見込まれている。函館市でも2018年8月の「函館市の空き家等所有者の意向に関する調査」によれば、空き家を「解体したい」との意向が約6割と高い水準を示している。
- 高い需要の反面、「産廃処理場不足」と「処理コスト高騰」「人材不足」が解体業界の抱える課題であり、「産廃処理場不足」「処理コスト高騰」については自社で焼却施設、最終処分場等各種施設を有することで対処している。「人材不足」については、資格取得サポート制度(業務に必要な免許・資格について、受検費用・受講費用を会社経費で負担)や住居手当・家族手当等のサポートを充実させることにより人材確保に努めている。

➤ 産業廃棄物処理業の課題

- 環境省は2017年の「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」（産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会）で、産業廃棄物処理業が抱える課題として「業界内での競争激化」と「人材の確保」等を挙げている。



資料④「4-1.産業廃棄物処理業が抱える課題」環境省「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」より抜粋

- 西武建設運輸は、自社で解体から焼却施設、最終処分場等各種施設を有し一貫処理が可能なことで他社と差別化を図っており、また、解体資格取得サポート制度（業務に必要な免許・資格について、受検費用・受講費用を会社経費で負担）や住居手当・家族手当等のサポートを充実させ人材の確保に努めている。

- なお前述の「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」の背景として

“産業廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラとなっています。また産業廃棄物の収集運搬・処分に関わる業自体が広い意味でのインフラであり、その社会的位置づけは年々重くなってきています。しかしながら、依然として市民からは迷惑施設として認識されており、その施設の立地に当たっては周辺住民からの反対を受けがちであるのが現状です。他方、産業廃棄物処理業者の中には、地域社会と連携しつつ、地域の雇用創出、地域経済の発展、地域循環圏の構築等に貢献している者も徐々に出てきており、こうした動きを促進することが産業廃棄物処理業の社会的地位を向上させ、また必要な施設の立地を促進し、さらには循環型社会の構築を進める上で重要となっています。本提言は、産業廃棄物処理業が我が国の社会経済システムに不可欠なインフラとして、地域と共生しながら持続的な発展を図るための方向性を

定めるとともに、国や地方自治体、排出事業者等関係者との連携により、その実現を促すための支援方策の具体的な内容を示すことを目的としています。”

との記載がある。

- 西武建設運輸は、「地域のために何ができるか」の視点から「地域のことは地域で」と考え2014年には地方自治体と協力しながら函館初の焼却施設と最終処分場を新設し、それまで管外へ運び出して処分していた産業廃棄物をこの地域で処分する「ゴミの地産地消」に取り組んだ。
- 2019年には災害時における函館市陣川町の町内会である陣川あさひ町会との間で、「災害用LPガス施設等の資料に関する合意書」を取り交わし、LPガス災害対応バルク(*2)活用による避難場所、携帯電話等の電源供給等の提携を行う等、地域社会との連携に取り組んでいる。

(*2)LPガス災害対応バルクとは、LPガスのバルク貯槽と、供給設備(ガスメーター、圧力調整器等)・消費設備(煮炊き窯、コンロ、暖房機器、発電機、ガスホース等)をセットにしたもの。地震や津波等の大規模災害により電気や都市ガス等のライフラインが寸断された状況においても、LPガスによるエネルギー供給を安全かつ迅速に行うことを目的として開発されたシステム。

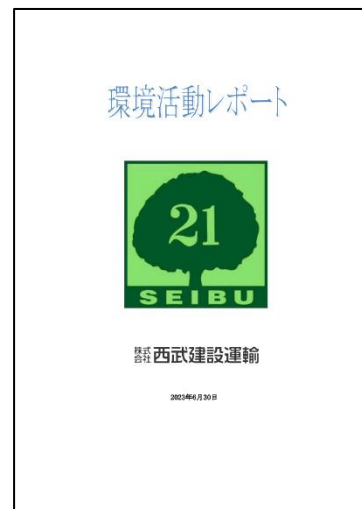
2.3 企業理念等

【理念、環境方針、環境保全への行動指針】

理 念
当社は、ますます深刻化する地球温暖化や今後予想される地下資源の枯渇への対応が人類共通の重要課題と認識し、当社の事業を通じて社会に貢献します。
環境方針
当社は、運輸・建設・産廃廃棄物処理(リサイクル・焼却・埋立)業を経営しており、それに伴う電力・軽油の使用が環境負荷の最大要因になっている為、エコアクションを通じてその削減に努めます。 また、これらを全従業員に周知し、一丸となって自主的・積極的に、環境保全活動に貢献することを誓約致します。
環境保全への行動指針
<p>1. 具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 二酸化炭素排出量の削減 ② コピー用紙使用の削減 ③ 受託産業廃棄物の再生利用量増の推進 ④ 事務用品のグリーン購入を始めます ⑤ 廃棄物の処理に関して環境汚染防止に努めます <p>2. 地域協定等を遵守します</p> <p>3. 環境関連法規制や当社が約束したことを遵守します</p> <p>4. 環境への取り組みを環境活動レポートとしてとりまとめ公表します</p>

「私たちに何ができるか」を考え、顧客や社会に必要とされ信頼される存在であり続ける想いを「理念」に込めた。

『エコアクション 21』



資料③「エコアクション 21」「環境活動レポート」西武建設運輸 HP より抜粋

【SDGs 宣言】

- 「環境配慮や品質管理の取り組みに力を入れて企業の存在価値を高めれば、社員がやりがいを持って職場になる」との岸社長の想いから『SDGs 宣言』を実施した。

『SDGs 宣言』の具体的な取り組み内容

<p>●環境に配慮し、新時代をつくる</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション 21 取得(登録番号：0002349) ・建設廃材のリサイクルプラント設営 ・北海道グリーン・ビズ取得(ランク☆☆☆) ・産業廃棄物焼却施設の設営 ・「ゴミの地産地消」への挑戦と実現 ・ゼロエミッションへの挑戦 	
    	
<p>●心の行き届いた品質管理</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底した温度管理や安全輸送への取り組み ・GPS 機能を活用したリアルタイム全車配車情報集約 ・常に清潔を保つべく、早めの車両入替実施 ・輸送品質向上のためドライバーコンテストへの参加 ・お客様のニーズに合わせた荷台の改良実施 ・綿密なスケジュールで無理なく無駄のない運航実施 	
     	
<p>●人を育て、『やりがい』『働きがい』のある職場づくり</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「働きやすい職場認定制度認証」取得 ・産休、育休制度の取得推奨 ・資格取得サポート制度の構築 ・退職金制度(企業型 401k)の導入 ・定期健康診断の継続実施 ・狩猟保険団体割引、業務災害総合保険の導入 	
    	
<p>●地元函館を『誇れる街』に</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元人材の積極採用 ・地域教育の一環として職場見学会の実施 ・環境事業「ゴミの地産地消」による地域貢献 ・地域の清掃活動実施 ・新しい街づくりによる地域貢献 ・地域スポーツへの協賛 	
    	

2.4 事業活動

西武建設運輸は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面】

➤ 「ゼロエミッション(*3)への挑戦」の取り組み

- 「エコアクション 21」への取り組みを始めとした以下①～⑤の取り組みで「ゼロエミッションへの挑戦」をしている。
- 今後、さらに焼却灰のリサイクルや太陽光発電の自家消費型の導入、廃熱利用等の取り組みを検討するとともに、地域の問題としてホタテの貝殻の処理について焼却施設を使った有効活用も検討している。

(*3)ゼロエミッションとは、平成 9 年版「環境白書」によれば、「産業界における生産活動の結果、水圏、大気圏や地地上圏等に最終的に廃棄される不用物や廃熱(エミッション)を、他の生産活動の原材料やエネルギーとして利用し、産業全体の製造工程を再編成することによって、循環型産業システムを構築しようとする試み」と定義されている。

① 「エコアクション 21(*4)」「北海道グリーン・ビズ(*5)」の取り組み

- 2008 年にエコアクション 21 の認証・登録を受け、環境経営システム導入に取り組んだ。Ⅰ.温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減、Ⅱ.水使用量、Ⅲ.事務用紙使用量の削減、Ⅳ.一般廃棄物排出量の削減、Ⅴ.受託産業廃棄物の再生利用量増の推進、Ⅵ.グリーン購入への取り組み、Ⅶ.地域・社会貢献活動の推進に取り組んでいる。各項目について、目標設定と実績管理を行い、その活動結果を環境活動レポートとして取りまとめ、毎年 HP 上で对外公表している。

(*4)エコアクション 21とは、広範な中小企業、学校、公共機関等に対して、「環境への取り組みを効果的効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した事業所のための認証・登録制度のこと。

(*5)北海道グリーン・ビズとは、環境にやさしい企業や工場等の取り組みの「環」を広げるため、「優良な取り組み」部門、「創意あふれる取り組み」部門、「先進的な取り組み」部門の 3 部門で登録、認定を行い、環境に配慮した取り組みを自主的に行っている事業所等の取り組みや製品・サービスの紹介を行う制度のこと。ランク 3 は、ISO14001,14005、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの認証取得が条件になっている。

- 2009 年に北海道グリーン・ビズ「優良な取り組み」部門の事業所登録・認定を受けた。2021 年 4 月から 2024 年 4 月の期間で、ランク 3 となっている。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「資源効率・安全性」「廃棄物」(受託産業廃棄物の再生利用量増の推進)、ネガティブ・インパクト「水(質)」(水使用量)、「資源効率・安全性」「廃棄物」(事務用紙使用量の削減、一般廃棄物排出量の削減)、「気候」(温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減)

「環境活動レポート 抜粋」

4. 環境目標とその実績

1 中長期環境目標及び2022年度の環境目標

		単位	2021年	2022年	2023年	2024年	
削減	1 CO ₂ 排出量	Kg-CO ₂	9,064,157	-1%	-2%	-3%	
	電気	本社・工場等	kwh	1,826,842	-1%	-2%	-3%
		運輸部配送C	kwh	24,000	-1%	-2%	-3%
		関東事業所	kwh	8,318	-1%	-2%	-3%
		札幌営業所	kwh	4,105	-1%	-2%	-3%
		計	kwh	1,863,265	-1%	-2%	-3%
	化石燃料	ガソリン	ℓ	40,787	-1%	-2%	-3%
		軽油	ℓ	2,701,373	-1%	-2%	-3%
		灯油	ℓ	8,145	-1%	-2%	-3%
		A重油	ℓ	356,850	-1%	-2%	-3%
		液化石油ガス(LPG)	kg	6,736	-1%	-2%	-3%
	2 水	水道水	m ³	1,490	基準年を上回らない		
		地下水	m ³	76,516	基準年を上回らない		
	3 用紙使用量	枚	226,602	基準年を上回らない			
	4 一廃排出量	t	2.08	基準年を上回らない			
	増	5 リサイクル量	t	23,072	+1%	+2%	+3%
加	6 産廃受託量	t	36,999	+1%	+2%	+3%	

2 2022年度の環境目標及び実績

		単位	2022年目標	2022年実績	増減	達成	増減率	
削減	1 CO ₂ 排出量	Kg-CO ₂	8,973,515	8,797,864	-175,651	○	-1.96%	
	電気	本社・工場等	kwh	1,808,574	1,806,201	-2,373	○	-0.13%
		運輸部配送C	kwh	23,760	41,361	17,601	×	74.08%
		関東事業所	kwh	8,235	8,537	302	×	3.67%
		札幌営業所	kwh	4,064	3,522	-542	○	-13.34%
		計	kwh	1,844,632	1,859,621	14,989	×	0.81%
	化石燃料	ガソリン	ℓ	40,379	50,522	10,143	×	25.12%
		軽油	ℓ	2,674,359	2,579,637	-94,722	○	-3.54%
		灯油	ℓ	8,064	9,351	1,288	×	15.97%
		A重油	ℓ	353,282	367,450	14,169	×	4.01%
		液化石油ガス(LPG)	kg	6,669	5,213	-1,456	○	-21.83%
	2 水	水道水	m ³	1,490	866	-624	○	-41.88%
		地下水	m ³	76,516	74,791	-1,725	○	-2.25%
	3 用紙使用量	枚	226,602	169,440	-57,162	○	-25.23%	
	4 一廃排出量	t	2.08	2.33	0.25	×	11.99%	
	増	5 リサイクル量	t	23,303	16,118	-7,185	×	-30.83%
加	6 産廃受託量	t	37,369	30,660	-6,710	×	-17.96%	

※ CO₂の排出係数は、2021年の北海道電力(0.533)、及び東京電力(0.451)を使用

①一般廃棄物は分別等をして、削減の努力をしているため限界と推測されるので、現状維持とする。

②グリーン購入は、当社のできる範囲で実施する。

資料④「環境活動レポート抜粋」西武建設運輸 HP より抜粋

② 「産業廃棄物焼却施設の設営」の取り組み

- 2014年に函館市初の産業廃棄物焼却施設、安定型・管理型最終処分場建設に取り組んだ。焼却施設は、混焼で1日約51tの処理が可能である。最終処分場は、覆蓋施設を備え、雨水や風の影響を受けず、廃棄物の臭気・悲惨を防ぎ、処分場からの浸出水は、水処理を実施した後、焼却施設内で処分され河川への放流水は発生しない。また焼却炉を冷却しながら炉内温度を調整する冷却水については、炉壁を循環して水蒸気、温水となり気水分離機で温水

に変換されて、冷却水タンクへ送られ循環して使用される。この循環水は地下水を利用し、炉内と接触のないクリーンなエネルギー源で、100℃ に達する高温水となることから、浸出水処理施設の熱源として熱回収利用を行っている。

- 受け入れた廃棄物は、焼却炉へ投入され 800℃～1,000℃ の高温で焼却される。有害物質の発生を防いだ後、二次燃焼を実施し完全燃焼へと導き、ダイオキシン等の有機化合物の再合成を防ぎ、薬品を噴霧し有害ガスを除去する。有害ガスを除去後、煙突からは水蒸気が排出される。焼却炉から排出された燃え殻や灰燼は最終処分場で埋め立て処分される。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「資源効率・安全性」「廃棄物」(受託産業廃棄物の再生利用量増の推進)、ネガティブ・インパクト「水(質)」(処分場からの浸出水処理)、「大気」(最終処分場の覆蓋施設、有害ガスの除去)、「土壌」(有害物質除去後の埋め立て処理)、「生物多様性と生態系サービス」(有害物質処理による生物多様性・生態系への影響の緩和)

③ 「環境に配慮した車両整備等」の取り組み

- 運輸事業部門・環境事業部門等のトラックは最新の規制に適合した車両で、うち 40 台はディーゼルエンジンの排気をクリーンにする尿素 SCR システム(*6)を搭載している。土木部門では、ハイブリットバックホーを 2 台導入と環境に配慮した車両整備等に取り組んでいる。

(*6)尿素 SCR システムとは、ディーゼルエンジンから排出される有害物質である窒素酸化物(NOx)をアンモニアと化学反応させることで、大気に無害な窒素を水に分解し排出させるシステムのこと。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「大気」(環境に配慮した車両整備等)

④ 「建設廃材のリサイクルプラント設営」の取り組み

- 1995 年にがれき類の破碎施設、木くずの破碎施設の設営に取り組んだ。がれき類は破碎後に粒度が整えられ製品化されて再生骨材になる。木くずは、規格により、燃料用チップ、ボード用チップへリサイクルされる。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「資源効率・安全性」「廃棄物」(受託産業廃棄物の再生利用量増の推進)

⑤ 「太陽光発電」の取り組み

- 函館市内の 2 カ所(亀田中野町、陣川町)で売電型太陽光発電システムを設置し、年間約 6 万 kWh を発電している。さらに本格的な太陽光発電システム事業の展開として、西武建設運輸が所有している遊休地に、売電型太陽光発電システムの設置を検討している。
- また 2018 年 9 月に北海道全域で生じたブラックアウトを教訓に、対策及び CO2 排出量削減の一つとして太陽光発電の自家消費型の導入も検討している。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「エネルギー」「気候」(売電型太陽光発電システムの設置)

【社会面】

➤ 「健康経営優良法人」の取り組み

- 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる「健康経営」に取り組み、「健康経営優良法人 2023(中小規模法人部門)」に認定されている。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「保健・衛生」「雇用」(健康経営優良法人)

➤ 「定期健康診断の継続実施」等の取り組み

- 毎年定期健康診断を実施しているほか、ストレスチェック、脳ドック、睡眠時無呼吸症候群(SAS)診断を追加対応する等、社員の健康管理に積極的に取り組んでいる。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「保健・衛生」「雇用」(定期健康診断等の実施)

➤ 「安全優良事業所認定(*7)」の取り組み

- 運送業者としてより安全への意識向上、安全輸送の取り組みとして 2012 年に公益社団法人全日本トラック協会が認定する安全優良事業所認定(G マーク)に取り組んだ。本社営業所・関東営業所において「安全優良事業所」に認定されている。

(*7)安全優良事業所認定とは、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図るため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する認定制度のこと。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「保健・衛生」「雇用」(安全優良事業所認定)

➤ 「重大な労働災害防止」の取り組み

- 2006 年に安全管理室を設立し事故の発生の防止を図ると同時に、従業員の安全確保は非常に重要であるという認識のもと、専門部署として独立化した。
- 安全専属の担当者を設置し、月に 2~4 回、工事現場やプラントを巡回して危険行為防止指導を行う安全パトロールや年に 1 回ずつ「運輸部」「土木部」「環境事業部」の 3 部門に分けて事故の事例を検証する活動、専門の講師による安全大会の実施、事務所周辺の危険箇所を調査して危険マップを作成する等、職場・現場の中に潜んでいる危険有害要因を取り除く活動に取り組んでおり、2021 年度、2022 年度と重大な労災は発生していない。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「保健・衛生」「雇用」(重大な労働災害事故防止)

➤ 「輸送品質向上のためドライバーコンテストへの参加」の取り組み

- 2013 年より交通事故・違反の撲滅を目指し、運輸部の受注先であるニチレイロジグループの株式会社ロジスティクス・ネットワークと、その協力会で行われる 50 項目の点検技能を審査するロジネット協力会ドライバーコンテストに参加し、2019 年には入賞を果たした。今後もドライバーコンテスト参加し、ドライバーの技術・安全意識の向上、及びドライバーの働きがい向上による今以上の輸送品質向上に取り組んでいく。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「保健・衛生」「雇用」(ドライバーコンテストの参加:さらなる安全性の向上、働きがいの向上)

➤ 「GPS 機能を活用したリアルタイム全車配車情報集約」の取り組み

- 運輸部において、GPS 機能を活用したリアルタイムでの全車配車情報を集約し、綿密なスケジュールを組むことでドライバーの負荷軽減につながる無理なく無駄のない運行に取り組んでいる。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「保健・衛生」「雇用」(GPS 機能を活用した情報集約：効率的な配車でドライバーの負荷軽減)

- 「資格取得サポート制度の構築」の取り組み
 - 資格取得サポート制度(業務に必要な免許・資格について、受検費用・受講費用を会社経費で負担)に取り組んでおり各種の資格取得者が多数在籍している。

【資格取得者一覧(2023年9月時点)】

資格名	取得者人数
一級建築士	1名
一級土木施工管理技士	7名
一級建築施工管理技士	4名
一級建設機械施工技士	2名
二級土木施工管理技士	3名
二級建設機械施工技士	8名
解体工事施工技士	5名
産業廃棄物焼却施設技術管理士	2名
最終処分場技術管理士	2名
破碎・リサイクル施設技術管理士	1名
宅地建物取引士	2名

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「教育」(資格取得サポート制度の構築)

- 「働きやすい職場認定制度認証」の取り組み
 - ドライバーの働きやすい労働環境の整備のため、国土交通省の自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」に取り組んだ。①法令遵守等②労働時間・休日③心身の健康④安心・安定⑤多様な人材の確保・育成が要件となる一つ星認証マークを取得した。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「雇用」(働きやすい職場認証制度認証：労働環境の改善)

- 「退職金制度(企業型 401k)の導入」の取り組み
 - 2012年に退職金制度を確定給付型と確定拠出型(401K)半々とし多様な働き方に対応しやすい退職金制度の導入に取り組んだ。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「雇用」(退職金制度 401k 導入)

- 「ハラスメント禁止」の取り組み
 - 差別・ハラスメントの禁止について就業規則内で明文化に取り組んだ。個別事例は LINE WORKS 等を活用し、全社員に情報発信を行う等、社内に周知が徹底されている。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「人格と人の安全保障」(ハラスメントの禁止)

- 「産休、育休制度の取得推奨」の取り組み
 - 新型コロナウイルス感染症のまん延を機に、ASP サービス(*8)を利用した事務処理自動化等のDX化を図りテレワークが出来る体制を整備することで、産休、育休制度の取得推進体制作り

に取り組んだ。なお 2022 年度においては産休、育休の対象者は男女ともいなかった。

(*8)ASP サービスとは、アプリケーション・サービス・プロバイダーの略で、インターネット上でアプリケーションを提供するサービス業者のことを言い、提供されるソフトウェアやサービスを ASP サービスという。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「雇用」「包摂的で健全な経済」(産休、育休制度の取得推奨)

【経済面】

➤ 「ゴミの地産地消」の取り組み

- 2014 年には函館初の焼却施設と最終処分場を新設し、それまで管外へ運び出して処分していた産業廃棄物をこの地域で処分する「ゴミの地産地消」化に取り組んだ。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「廃棄物」「経済収束」(ゴミの地産地消:循環型経社会・経済への貢献)

➤ 「多様な人材活用」の取り組み

- 定年退職制度では 60 歳定年制を採用し、以降は継続雇用となっている。65 歳以上のシニア層は 3 名在籍しており、年齢にかかわらず、給与は個人の能力に応じて弾力的に対応している。定年退職後の給与水準については 60 歳定年前と変わらないケースや定年前より良いケースもあり、積極的なシニア層活用に取り組んでいる。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「雇用」「包摂的で健全な経済」(多様な人材の活用)

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレダー及び事業活動等を踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義・公正
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	「解体業」
ポジティブ・インパクト	住居、雇用
ネガティブ・インパクト	雇用、水(質)、大気、土壌、資源効率・安全性、気候、廃棄物
国際標準産業分類	「道路貨物運送業」
ポジティブ・インパクト	雇用、移動手段、包摂的で健全な経済
ネガティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物
国際標準産業分類	「非有害廃棄物処理処分量」
ポジティブ・インパクト	水(アクセス)、保健・衛生、雇用、エネルギー、水(質)、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、廃棄物、包摂的で健全な経済
ネガティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、水(質)、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物
	「3業種まとめ」
ポジティブ・インパクト	水(アクセス)、住居、保健・衛生、雇用、エネルギー、移動手段、水(質)、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、廃棄物、包摂的で健全な経済

ネガティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、水(質)、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物
-------------	---

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取り組み内容
保健・衛生、雇用	➢ 「さらなる輸送品質向上のためドライバーコンテストへの参加」
教育	➢ 「資格取得サポート制度の構築」
雇用、包摂的で健全な経済	➢ 「産休、育休制度の取得推奨」 ➢ 「多様な人材活用」
エネルギー、気候	➢ 「売電型太陽光発電システムの設置」
資源効率・安全性、廃棄物	➢ 「エコアクション 21」「北海道グリーン・ビズ」等 ～ 受託産業廃棄物の再生利用量増の推進
廃棄物、経済収束	➢ 「ゴミの地産地消」

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取り組み内容
保健・衛生、雇用	➢ 「健康経営優良法人」 ➢ 「定期健康診断等の実施」 ➢ 「安全優良事業所認定」 ➢ 「重大な労働災害防止」 ➢ 「GPS 機能を活用した情報集約」
雇用	➢ 「働きやすい職場認定制度認証」 ➢ 「退職金制度(企業型 401k)の導入」
人格と人の安全保障	➢ 「ハラスメントの禁止」
水(質)	➢ 「エコアクション 21」「北海道グリーン・ビズ」～ 水使用量 ➢ 「産業廃棄物焼却施設の設営」～ 処分場からの浸出水処理
大気	➢ 「産業廃棄物焼却施設の設営」～ 最終処分場の覆蓋施設、有害ガスの除去 ➢ 「環境に配慮した車両整備等」
土壌	➢ 「産業廃棄物焼却施設の設営」～ 有害物質除去後の埋め立て処理
生物多様性と生態系サービス	➢ 「産業廃棄物焼却施設の設営」～ 有害物質処理による生物多様性・生態系への影響の緩和
資源効率・安全性、廃棄物	➢ 「エコアクション 21」「北海道グリーン・ビズ」～ 事務用紙使用量の



	削減、一般廃棄物排出量の削減
気候	➤ 「エコアクション 21」「北海道グリーン・ビズ」～ 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減

同社事業では安全な水の供給や利用への取り組みを行っていないこと、また同社不動産部では住宅の供給に繋がる不動産仲介も行っているが、売上に占める不動産部の割合は 0.5%程度でありインパクトを生む取り組みは行っていないことから、UNEP FI のインパクト分析で発出されたポジティブ・インパクト「水(アクセス)」「住居」は特定しない取扱いとした。UNEP FI のインパクト分析で発出されたポジティブ・インパクト「移動手段」については、安全で、手頃で、包摂的で、効率的で、持続可能な移動手段と交通システム及びインフラに住民がアクセスできる移動手段への貢献にかかる事業活動は行っていないこと、「水(質)」「土壌」「生物多様性と生態系サービス」は水質汚染防止に資する製品・サービス、土壌汚染防止に資する製品・サービスの提供はしていないこと、生物多様性・生態系への影響への積極的な取り組みは行っていないことからそれぞれ特定していない取扱いとした。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

西武建設運輸は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。



【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	資源効率・安全性、廃棄物		
取り組み内容(インパクト内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション 21 の継続 (エコアクション項目) ➢ 受託産業廃棄物の再生利用量増の推進 		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中は、エコアクション 21 の取り組みを継続する。 ● 受託産業廃棄物量を 2018 年度の 52,544t に比して、2028 年度には 5%アップの 55,200t とする。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2008 年にエコアクション 21 の認証・登録を受け、環境経営システム導入に取り組んだ。I.温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減、II.水使用量、III.事務用紙使用量の削減、IV.一般廃棄物排出量の削減、V.受託産業廃棄物の再生利用量増の推進、VI.グリーン購入への取り組み、VII.地域・社会貢献活動の推進に取り組んでいる。各項目について、目標設定と実績管理を行い、その活動結果を環境活動レポートとして取りまとめ、毎年 HP 上で对外公表している。 ➢ 引き続きエコアクション 21 に取り組み、毎年の具体的な取り組み内容と結果を HP 上で公開することで「P⇒D⇒C⇒A」を実施していく。 * 欄外に「主要な環境活動計画の内容」を添付している。 		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	


	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
--	------	---	--



* エコアクション 21(2023年6月30日)「主要な環境活動計画の内容」

<p>3 主要な環境活動計画の内容</p> <p>I. 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減</p> <p>1 電力の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ①夏の室内空調は26℃とする ②電灯を消費電力の少ない省エネタイプに切替える ③昼休みの節電・消灯 ④プラントの電源の入れる時間をずらして入れる <p>2 灯油使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ①冬期の室内温度を23℃に設定する <p>3 軽油、ガソリン使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ①低燃費(ハイブリッドを含む)の社有車・車両・重機の導入の推進 ②社有車・車両・重機のアイドリングストップ(朝の始動時は除く) ③社有車・車両・重機の定期的な点検整備の推進 <p>II. 水使用量</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スプリンクラーは、過剰に散水しない ②トイレタンクにペットボトルを入れて節水するよう工夫する ③焼却炉(減温塔)の冷却水は、最終処分場の浸出水処理水を再利用する <p>III. 事務用紙使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ①両面印刷、両面コピーの徹底をする ②使用済み用紙の裏紙の利用を推進する ③定期的に配信されるFAX案内について電子メールへの変更を依頼する <p>IV. 一般廃棄物排出量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務用品や液体洗剤等、詰め替え可能な製品への切替えを徹底する ②ごみの分別を徹底する <p>V. 受託産業廃棄物の再生利用量増の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①排出業者に再利用を推進し、啓蒙を図る ②解体作業で受託した廃棄物を分別する <p>VI. グリーン購入への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エコマーク商品を優先的に購入する ②再生材料から作られた製品を優先的に購入する <p>VII. 地域・社会貢献活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①函館市の開発条件に基づき、桜の木の苗木を会社周辺に植樹する ②地域の環境活動の一環として、事業所周辺の道路や歩道を定期的に清掃する ③地域の緑化ボランティア事業に協力する 	<p>資料⑤「環境活動レポート 抜粋」西武建設運輸 HP より抜粋</p>
--	---

特定したインパクト	廃棄物、経済収束		
取り組み内容(インパクト内容)	・既存焼却炉の継続更新		
KPI	● 融資期間中は、焼却炉の必要な補修・設備代替を実施し、継続して使用する。		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2014 年に函館市初の産業廃棄物焼却施設、安定型・管理型最終処分場建設に取り組んだ。焼却施設は、混焼で 1 日約 51t の処理が可能である。 ➤ 一定の処理された廃棄物は、焼却炉へ投入され 800℃～1,000℃ の高温で焼却される。有害物質の発生を防いだ後、二次燃焼を実施し完全燃焼へと導き、ダイオキシン等の有機化合物の再合成を防ぎ、薬品を噴霧し有害ガスを除去する。有害ガスを除去後、煙突からは水蒸気が排出される。焼却炉から排出された燃え殻や灰燼は最終処分場で埋め立て処分される。 ➤ 焼却炉は、それまで管外へ運び出して処分していた産業廃棄物をこの地域で処分する「ゴミの地産地消」化の要であるが、消耗・劣化も激しいため、必要な補修・設備代替の実施による性能維持に取り組む。 ➤ 既存焼却炉の補修・設備代替投資額の確認と、HP 上で公開している焼却施設維持管理状況(処分数量)の公開情報の確認でモニタリングを実施する。 		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	


【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用	
取り組み内容(インパクト内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康経営優良法人 ・安全優良事業所認定 ・重大な労災事故防止 	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中は、引き続き「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」の認定を受ける。 ● 融資期間中は、本社・関東営業所において「安全優良事業所」認定を受ける。 ● 融資期間中は、重大な労災事故 0 件を継続する。 	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 毎年定期健康診断を実施しているほか、ストレスチェック、脳ドック、睡眠時無呼吸症候群(SAS)診断を追加対応する等社員の健康管理に積極的に取り組んでいる。引き続き、健康の保持・増進につながる「健康経営」に取り組み「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」認定を受ける。 ➢ 運送業者としてより安全への意識、安全輸送の一つの取り組みとして 2012 年に公益社団法人全日本トラック協会が認定する安全優良事業所認定(G マーク)取り組んだ。現在も本社営業所・関東営業所において「安全優良事業所」に認定されている。 ➢ 引き続き「安全優良事業所」認定等に取り組むこと等で、物流の 2024 年問題に対処していく。 ➢ 2006 年に安全管理室を設立し事故の発生の防止を図ると同時に、従業員の安全確保は非常に重要であるという認識のもと、専門部署として独立化した。安全パトロール(安全専属の担当者を設置し、月に 2~4 回、工事現場やプラントを巡回して危険行為防止指導を行う)や年に 1 回ずつ「運輸部」「土木部」「環境事業部」の 3 部門に分け事故の事例を検証、専門の講師に講演等の安全大会を実施、事務所周辺の危険箇所を調査して危険マップを作成等、職場・現場の中に潜んでいる危険有害要因を取り除く活動に取り組んでおり、引き続き、この活動に取り組むことによって重大な労災事故 0 件を継続する。 	
貢献する SDGs ターゲット	3.4	<p>2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> 

特定したインパクト	雇用		
取り組み内容(インパクト内容)	・働きやすい職場認定制度認証		
KPI	● 融資期間中は、「働きやすい職場認定」一つ星認証マーク取得を継続する。		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ドライバーの働きやすい労働環境の整備のため、国土交通省の自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」に取り組んだ。①法令遵守等②労働時間・休日③心身の健康④安心・安定⑤多様な人材の確保・育成が要件となる一つ星認証マークを取得した。 ➢ 引き続き「安全優良事業所」「働きやすい職場認定」等に取り組むこと等で、物流の2024年問題に対処していく。 		
貢献するSDGsターゲット	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	水(質)、資源効率・安全性、気候、廃棄物		
取り組み内容(インパクト内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21の継続(エコアクション項目) ➢ 水使用量 ~ 特定したインパクト 水(質) ➢ 事務用紙使用量の削減、一般廃棄物排出量の削減 ~ 特定したインパクト 資源効率・安全性、廃棄物 ➢ 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減 ~ 特定したインパクト 気候 		
KPI	● 融資期間中は、エコアクション21の取り組みを継続する。		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2008年にエコアクション21の認証・登録を受け、環境経営システム導入に取り組んだ。I.温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減、II.水使用量、III.事務用紙使用量の削減、IV.一般廃棄物排出量の削減、V.受託産業廃棄物の再生利用量増の推進、VI.グリーン購入への取り組み、VII.地域・社会貢 		

		<p>献活動の推進に取り組んでいる。各項目について、目標設定と実績管理を行い、その活動結果を環境活動レポートとして取りまとめ、毎年 HP 上で对外公表している。</p> <p>➤ 引き続きエコアクション 21 に取り組み、毎年の具体的な取り組み内容と結果を HP 上で公開することで「P⇒D⇒C⇒A」を実施し目標達成に取り組む。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	

特定したインパクト	気候		
取り組み内容(インパクト内容)	・CO2 排出量の削減		
KPI	● CO2 排出量を 2018 年度の 9,548,134kg から 2028 年度には、8,593,000kg と 10%削減する。		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 毎年度、エコアクション 21 により CO2 排出量の削減目標と具体的な取り組み内容を公開している。</p> <p>➤ 引き続きエコアクション 21 での具体的な取り組み内容に取り組む目標達成する。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
--	------	---	--

なお、社会面でネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)として特定している「保健・衛生」「雇用」(「定期健康診断等の実施」)については、ストレスチェック、脳ドック等、積極的に取り組んでいることから KPI 設定をしていない。「保健・衛生」「雇用」(「GPS 機能を活用した情報集約」)については、GPS 機能を活用したリアルタイムでの全車配車情報集約によるドライバーの負荷軽減につながる取り組みの実施、「雇用」(「退職金制度(401K)の導入」)については、確定給付型と確定拠出型(401K)半々とし多様な働き方に対応しやすい退職金制度の導入、「人格と人の安全保障」(「ハラスメントの禁止」)では、差別・ハラスメントの禁止について就業規則内で明文化を図り、個別事例は LINE WORKS 等の活用で全社員に情報発信を行う等、現状、取り組めることに対し積極的に取り組んでいることから KPI 設定をしていない。

環境面でネガティブ・インパクトとして特定しているインパクト「大気」については最終処分場の覆蓋施設、有害ガスの除去がなされていることや環境に配慮した車両整備にも取り組んでいること、「土壌」については有害物質除去後の埋め立て処理がなされていること、「生物多様性と生態系サービス」については有害物質処理による生物多様性・生態系への影響の緩和がなされていること、以上、現状で取り組めることに対し取り組み済であること、及び HP 上で環境経営システムである「エコアクション 21」により、環境関連目標と実績や環境関連法規の遵守状況が公開されており確認も出来るため KPI は設定していない。

5.サステナビリティ管理体制

西武建設運輸では、本ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役 岸 寛樹氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献等との関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、代表取締役 岸 寛樹氏を最高責任者とし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心に、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役	岸 寛樹
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任	

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、西武建設運輸と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、西武建設運輸と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。西武建設運輸は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 加藤 栄嗣

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190